

岡山市町村総合事務組合退職手当審査会規則

【平成 23 年 4 月 1 日規則第 4 号】

改正 令和 4 年 2 月 22 日規則第 3 号

(目的)

第 1 条 岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例(平成 17 年岡山市町村総合事務組合条例第 1 号。以下「条例」という。)第 25 条の 5 第 5 項の規定により、退職手当審査会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 退職手当審査会は、管理者が招集する。

- 2 退職手当審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 退職手当審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見陳述の意思の有無の確認)

第 3 条 退職手当審査会は、条例第 24 条第 2 項、第 25 条の 2 第 1 項又は第 25 条の 3 第 1 項から第 5 項までの規定による処分(以下「処分」という。)について諮問を受けたときは、当該処分を受けるべき者(以下「当事者」という。)に対し、条例第 25 条の 5 第 2 項に規定する申立てを行う意思の有無を確認するものとする。

- 2 退職手当審査会は、前項の規定による確認を行う場合においては、当事者に対して、条例第 25 条の 5 第 2 項に規定する口頭で意見を述べる機会(以下「意見陳述の機会」という。)の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は意見陳述の機会の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができることを教示しなければならない。
- 3 退職手当審査会は、当事者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による確認に代えて、当事者の氏名、条例第 25 条の 5 第 2 項に規定する申立てを行うことができる旨及び前項の内容を記載した書面を、岡山市町村総合事務組合(以下「組合」という。)の事務所内に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から 2 週間を経過してもなお当事者が申立てを行う旨の意思を表示しないときは、当該意思がないものとみなす。

(意見陳述の機会の付与)

第 4 条 退職手当審査会は、前条第 1 項の規定による確認又は第 3 項の規定による掲示の結果、当事者から口頭で意見を述べる旨又は陳述書若しくは証拠書類等を提出する旨の申立てがあった場合には、次条から第 15 条までの規定により当事者に意見陳述の機会を与えるものとする。

(意見陳述の機会の通知等)

第 5 条 退職手当審査会は、意見陳述の機会を与えるに当たっては、意見陳述の機会の期日の 7 日前までに、当事者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 予定される処分内容及び根拠となる条例の条項
- (2) 処分の原因となる事実
- (3) 意見陳述の機会の期日及び場所
- (4) 意見陳述の機会に関する事務を所掌する退職手当審査会の組織の名称及び所在地

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

3 当事者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、第1項の規定による通知に基づく意見陳述の機会の期日又は場所の変更を退職手当審査会に申し出ることができる。

4 退職手当審査会は、前項の規定による申出又は、職権により意見陳述の機会の期日又は場所を変更することができる。

5 退職手当審査会は、前項の規定により意見陳述の機会の期日又は場所を変更したときは、その旨を当事者、第7条第5項に規定する参加人（その時まで同条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けている者に限る。第11条第2項及び第14条第2項において同じ。）及び第9条に規定する参考人に速やかに通知しなければならない。

（代理人）

第6条 当事者は、必要があるときは、代理人を選任し、及び解任することができる。

2 当事者は、代理人を選任したときは、代理人選任届（様式第1号）により退職手当審査会に届け出なければならない。

3 前項に規定する代理人選任届には、代理権の授与を証するに足る書面を添付しなければならない。

4 当事者は、代理人を解任したときは、代理人解任届（様式第2号）により退職手当審査会に届け出なければならない。

5 代理人は、当事者のために、意見陳述の機会に関する一切の行為をすることができる。

（参加人）

第7条 退職手当審査会は、必要があると認めるときは、予定される処分につき利害関係を有するものと認められる者（以下この条において「関係人」という。）に対し、当該処分に係る意見陳述の機会の付与に係る手続に参加することを求め、又は参加することを許可することができる。

2 退職手当審査会は、関係人に対して意見陳述の機会の付与に係る手続に参加することを求めるときは、当該意見陳述の機会の期日の4日前までに、当該関係人に対して書面により依頼するものとする。

3 関係人は、第1項の規定により意見陳述の機会の付与に係る手続に参加することの許可を受けようとするときは、当該意見陳述の機会の期日の4日前までに、参加許可申請書（様式第3号）を退職手当審査会に提出しなければならない。

4 退職手当審査会は、第1項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該関係人に通知するものとする。

5 第1項の規定により当該意見陳述の機会の付与に係る手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

6 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

（補佐人）

第8条 当事者又は参加人は、退職手当審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

2 当事者又は参加人は、前項の規定による許可の申請を行おうとするときは、当該意見陳述の機会の期日の4日前までに、補佐人許可申請書（様式第4号）を退職手当審査会に提出しなければならない。ただし、第14条第2項の規定により通知された意見陳述の機会の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

3 退職手当審査会は、前項に規定する認可の申請があった場合には、補佐人の出頭を許可するかどうかの決定をし、速やかに、その内容を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

4 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら行ったものとみなす。

（参考人）

第9条 退職手当審査会は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人に対し、意見陳述の機会に関する手続に参加することを求めることができる。

（意見陳述の機会の期日における審理の方式）

第10条 退職手当審査会は、最初の意見陳述の機会の期日の冒頭において、組合の職員に予定される処分内容及び根拠となる条例の条項並びにその原因となる事実を意見陳述の機会の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、意見陳述の機会の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに退職手当審査会の許可を得て組合の職員に対し質問を発することができる。

3 退職手当審査会は、意見陳述の機会の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は組合の職員に対し説明を求めることができる。

4 退職手当審査会は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、意見陳述の機会の期日における審理を行うことができる。

5 意見陳述の機会の期日における審理は、次条第1項の規定により、退職手当審査会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

（意見陳述の機会の期日における審理の公開）

第11条 退職手当審査会は、当事者が意見陳述の機会の期日における審理の公開を求めている場合又は当該事案についての社会的関心が高い場合で退職手当審査会が相当と認めたときは、こ

れを公開することができる。

2 退職手当審査会は、前項の規定により意見陳述の機会の期日における審理を公開しようとするときは、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該意見陳述の機会の期日及び場所を組合の事務所内に掲示しなければならない。

3 前項の規定は、公開による意見陳述の機会の期日又は場所を変更した場合について準用する。
(意見陳述の機会の期日における陳述の制限等)

第12条 意見の陳述の機会の期日における審理での発言は、すべて退職手当審査会の許可がなければすることができない。

2 退職手当審査会は、意見陳述の機会の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述を行うときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者の陳述を制限することができる。

3 退職手当審査会は、意見陳述の機会の期日における審理の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又は意見陳述の機会の期日における審理を妨害し、若しくはその秩序を乱す者に退場を命ずることその他適当な措置をとることができる。

(陳述書の提出等)

第13条 当事者又は参加人は、意見陳述の機会の期日への出頭に代えて、退職手当審査会に対し、意見陳述の機会の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 前項の規定により陳述書を提出する場合には、提出者の氏名及び住所、意見陳述の機会の件名並びに意見陳述の機会に係る事案についての意見を記載した書面によるものとする。

3 退職手当審査会は、意見陳述の機会の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、第1項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第14条 退職手当審査会は、意見陳述の機会の期日における審理の結果、なお意見陳述の機会の付与に係る手続を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合において、退職手当審査会は、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の意見陳述の機会の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、意見陳述の機会の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該意見陳述の機会の期日においてこれを告知すれば足りる。

(当事者の不出頭等の場合における意見陳述の機会の終結)

第15条 退職手当審査会は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく意見陳述の機会の期日に出頭せず、かつ、第13条第1項に規定する陳述書及び証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が意見陳述の機会の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見陳述の機会の付与に係る手続を終結することができる。

2 退職手当審査会は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が意見陳述の機会の

期日に出頭せず、かつ、第13条第1項に規定する陳述書及び証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の意見陳述の機会の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに意見陳述の機会の付与に係る手続を終結することとすることができる。

(庶務)

第16条 退職手当審査会の庶務は、組合の事務局において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、退職手当審査会に関し必要な事項は、会長が退職手当審査会に諮って定める。

附 則 (平成23年4月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月22日規則第3号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岡山市町村総合事務組合退職手当審査会規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日
退職手当審査会会長 様
住所
氏名

代理人選任届

年 月 日に行われる意見陳述の機会について、次のとおり代理人の選任を届け出ます。

意見陳述の機会の件名
代理人の氏名
代理人の住所
代理人の電話番号
代理人の職業
代理人に委任する権限

様式第2号 (第6条関係)

年 月 日
退職手当審査会会長 様
住所
氏名

代理人解任届

年 月 日に行われる意見陳述の機会について、次のとおり代理人の解任を届け出ます。

意見陳述の機会の件名
代理人の氏名
代理人の住所

様式第3号（第7条関係）

年 月 日
退職手当審査会会長 様
住所
氏名

参加許可申請書

年 月 日に行われる意見陳述の機会について、次のとおり参加の許可を申請します。

意見陳述の機会の件名 関係人の電話番号 予定される処分につき利害関係を有することの疎明

様式第4号（第8条関係）

年 月 日
退職手当審査会会長 様
住所
氏名

補佐人許可申請書

年 月 日に行われる意見陳述の機会について、次の補佐人とともに出頭したいので許可を申請します。

意見陳述の機会の件名 補佐人の氏名 補佐人の住所 補佐人の電話番号 当事者又は参加人との関係 補佐する事項
--